

令和7年5月9日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社醍醐管理

期間: 令和7年5月9日から令和7年7月8日まで(2ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社醍醐管理が低入札価格調査を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう ひであき 加藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武田 知美 (内線 6313)

令和7年5月9日

近畿地方整備局

株式会社醍醐管理に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

兵庫国道事務所発注の「国道43号五合橋歩道橋他昇降設備点検保守業務」において、令和7年3月10日に開札を行ったところ、株式会社醍醐管理が最低額入札者であったが、入札金額が調査基準価格を下回っていたため、落札決定を保留し、当該業者に低入札価格調査の資料提出を求めた。

しかしながら、令和7年3月19日に、当該業者は入札価格に部品費の計上を失念しており、本入札価格で業務を履行できないと判断し、同日付で低入札価格調査のヒアリングを辞退する旨の辞退届の提出があったものである。

2. 指名停止措置理由

株式会社醍醐管理が低入札価格調査を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社醍醐管理

京都府京都市伏見区醍醐西大路町128-13

代表取締役 山本 勝

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年5月9日から令和7年7月8日まで(2ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。